

総務常任委員会の記録

(町民課・吉野生支所)

招 集 年 月 日	令和4年9月7日（水）
招 集 の 場 所	松野町議会議場
開 会	9月 9日（金） 午前10時05分
閉 会	同 上 午前10時50分
出 席 委 員	山下 智恵、関本 豊、村尾 重利、赤松 紀幸、加藤 康幸、 森岡 健治、近藤 由美子
欠 席 委 員	
付議事件説明 のため出席 した者の職氏名	町長 坂本 浩、副町長 八十島 温夫、 課長 久保田 忠、課長補佐 矢野 誠一、課長補佐 浦田 良香、 係長 岩城 洋子、係長 倉田 登史、係長 有馬 宗佑
職務のため出席 した者の職氏名	議会事務局長 大谷 吉廣
付 議 事 件	1 認定第1号 令和3年度松野町一般会計歳入歳出決算の認定について ◎歳入（該当分） ◎歳出 2款 総務費 3款 民生費 10款 教育費 2 認定第2号 令和3年度松野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について 3 認定第5号 令和3年度松野町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について 4 認定第7号 令和3年度松野町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

山下委員長	ただいまから、町民課所管の付託案件の審査を始めます。 認定第1号「令和3年度松野町一般会計歳入歳出決算の認定について」、歳入該当分、歳出2款総務費、3款民生費、10款教育費、町民課・吉野生支所所管分の審査を行います。 担当課長に説明を求めます。
久保田課長	認定第1号 令和3年度 松野町一般会計歳入歳出決算の認定について、歳入該当分、歳出2款 総務費、3款 民生費、10款 教育費の町民課該当分、及び吉野生支所関係分を、決算書、並びに成果説明書に基づき、説明いたします。 決算書55ページ、2款、2項、1目 税務総務費の決算額は13,622,369円で、賦課徴収係及び、固定資産係2名分の人件費。委託料の支払いについては、固定資産課税客体の的確な把握と適正な課税を行ううえで必要な委託業務であります。 決算書57ページ、2目 賦課徴収費の決算額は、9,148,960円で、賦課徴収係及び、固定資産係の、町県民税・固定資産税・軽自動車税に係る業務の経費を支出しており、事務用消耗品費、各種の通知書や封筒等の印刷製本費や、納税環境整備の一環として、複数の自治体への地方税の納税を一度の手続きで行なえる共通電子納税システムを導入し、個人住民税・法人住民税・法人事業税・事業所税に係るシステム使用料、家屋評価においては、家屋評価システム使用料を支出し、このシステム等に対しては、税制改正に伴う改造経費等を支出しています。 また、未収になっている滞納繰越分については、折衝・納税指導を行い徴収に努めていますが、その中でも高額な滞納者について国保税を併せて、年間10件、愛媛地方税滞納整理機構に移管し、できるだけ徴収するように努めています。愛媛地方税滞納整理機構に対する委託・事務費を愛媛地方税滞納整理機構負担金として1,100,000円を支出しております。 続いて、成果説明書の38ページにより町税の状況について説明いた

します。

令和3年度の普通税総額の調定額297,482,885円に対し、収入額289,824,292円で、徴収率が97.42パーセント、前年度対比0.21ポイント増となっています。現年分は、町民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税を合わせて、徴収率99.26パーセントで、前年度対比0.35ポイントの増。滞納分は、4税での徴収率29.62パーセントで、前年度対比5.82ポイントの増となっています。

不納欠損額については、1,072,631円で、前年度対比約44万円の増となっています。前年度に引き続き、愛媛地方税滞納整理機構、愛媛県と町との併任事業による滞納整理業務を推進しており、滞納者の納税義務意識は大きく変わってきたところであります。

次に、決算書57ページ、2款、3項、1目 戸籍住民基本台帳費の決算額は16,983,628円であります。

住民窓口係1名分の人件費と、窓口業務のシステムの使用料等を支出し、通知カード・個人番号カード関連事務費負担金は、マイナンバーカード運用に係る事務費を地方公共団体情報システム機構に支払ったものであります。また、このシステム等に対しては、デジタル手続法・戸籍法等の改正に伴う改造経費等を支出しています。なお、翌年度事業分で年度内に完了することができない委託業務については、国の指示に基づき、2,449,000円を令和4年度に繰越しております。

続いて、成果説明書39ページ、戸籍届出事件数、住民基本台帳登録人口・世帯数の動向と異動件数、窓口関係の手数料を記載しています。なお、転入、転出には、外国人の異動等も含んでいます。戸籍届出の出生数は30名であります。松野町に住民登録をしている子の出生人数は19名となっています。

40ページ、4には、3月31日現在の部落別の人口の動向、5に、外国人住民国籍別人員数を記載していますので、お目通しを願います。

次に、決算書61ページ、3款、1項、1目 社会福祉総務費の決算

額は、１８５，２９６，７６１円で、総務福祉係２名分の人件費。社会福祉法に「市町村地域福祉計画」の策定条項が規定されており、福祉行政を進めるため、地域住民や関係機関、市町村が互いに自らの役割を理解できるよう「目指すべきまちの姿」を明らかにするものとして、「松野町地域福祉計画」を策定します。この地域福祉計画には、「松野町成年後見制度利用促進計画」及び「松野町再犯防止推進計画」を併せて位置付けて、地域共生社会の実現に向けて取り組んでいます。

また、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化するなか様々な困難に直面した方々に対して、速やかに生活・暮らしの支援を行う観点から、住民税非課税世帯の方に対して、１世帯当たり１０万円の給付金を給付する事業及び、各種福祉団体に対する補助金並びに、国民健康保険特別会計繰出金などを支出しております。

成果説明書４３ページ、民生児童委員・主任児童委員２０名の活動状況を掲載していますので、お目通しを願います。

社会福祉協議会をはじめ、各種福祉団体の育成として補助金を交付しています。

新規の給付金業務を実施しており、先ほど決算書時に触れましたが、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化するなか様々な困難に直面した方々に対して、速やかに生活・暮らしの支援を行う観点から、住民税非課税世帯の方に対して、国の支給要件に基づき、１０分の１０の国庫補助金を受けて、１世帯当たり１０万円の給付金を８０２世帯・８０，２００，０００円を給付し、これに係る事務費が４，２５７，１１６円となり、主に住民税の未申請者分と給付金勧奨通知に対する無回答者分１３，０２３，０００円を令和４年度に繰越しております。

次に、決算書６３ページ、３款、１項、２目 国民年金事務費の決算額は、５，０４６，８２３円で、総務福祉係１名分の人件費と、年金業務に係る事務費を支出しています。

成果説明書４４ページのとおり、国民年金の令和４年３月末の被保険者数は４６０名で、前年度対比１３名の増となっており、これは、外国

人技能実習生の新規入国の制限が令和４年３月以降緩和されたため、外国人技能実習生が入国し、当町への転入者となり増えたものであり、第一号被保険者が１９名増加しています。

次に、決算書６５ページ、３款、１項、５目 人権・同和対策費の決算額は、９，６６６，８９９円で、人権福祉係１名分の人件費と、１５名中・支給対象となる１４名分の差別撤廃・人権擁護審議会委員の報酬。人権団体への負担金及び団体活動補助金を支出しています。この補助金については、令和２年度と同様、新型コロナウイルス感染症の予防のため、活動を自粛されました。そのため、活動実績に基づき補助金の返還を受けております。

成果説明書４８ページには愛媛県人権対策協議会松野支部、愛媛県企業連合会松野支部等の活動内容を掲載していますので、お目通し願います。

次に、決算書６７ページ、６目 隣保館費の決算額は、１３，８９１，００８円で、隣保館の会計年度任用職員２名分の人件費と、隣保館館長２名分・会計年度任用職員３名分、１５名中・支給対象となる１３名分の隣保館運営審議会委員の報酬。２館の施設管理運営経費及び、各種講座の開設に伴う経費及び講師謝礼に加えて、放課後児童クラブ等の運営経費を支出しています。

成果説明書４９ページには、隣保館及びふれあいセンターの隣保館事業や研修関係等を掲載しています。

ふれあいセンターの使用及び利用の延べ人数は、新型コロナウイルス感染症の予防の観点から、各種講座の休講を行うなど、放課後児童クラブの登録者の児童の利用等についても、センターは終日開館しているにも関わらず、保護者が年間を通じて利用を自粛されたことがあったことから、通年利用とはなりませんでした。

次に、決算書６９ページ、３款、１項、８目 後期高齢者医療保険事業費の決算額は、８６，７０６，５２８円で、保険事業の健康診査委託料及び、後期高齢者広域連合算定による療養給付費負担金。事務費及び、

保険料軽減分を主な要因とする後期高齢者医療保険事業特別会計繰出金を支出しています。

成果説明書 51 ページには、後期高齢者医療の給付状況を掲載しています。

医療費総額は 674,174,591 円で、保険者負担額が 600,965,020 円、一部負担金 45,485,303 円となり、高額医療費償還分としての保険者負担額は 4,463,205 円となっています。また、広域連合に 60,469,034 円を療養給付費として支払っています。

一人当りの医療費では、719,503 円で、前年対比 87,986 円の減となっています。これは、高齢化の進行に加え、医療の高度化による増加が見込まれるものの、新型コロナウイルス感染症の拡大で患者の受診控えが影響したものであります。また、町単独事業として、はり灸施術補助金 42,000 円を支給しています。

次に、決算書 69 ページ、3 款、2 項、1 目 児童福祉総務費の決算額は、98,372,321 円で、児童福祉係 1 名分の人件費。愛媛県が、子ども子育て応援基金のファンドを創設したことに伴い、子どもの居場所づくりや子どもを支える地域の様々な活動を応援する子どもの愛顔応援県民会議の負担金。乳幼児用・紙おむつ券交付事業費補助金、子ども医療費給付金、児童手当給付金を支出しています。

また、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、生活の支援を行う観点から、住民税非課税の子育て世帯で、0 歳から高校 3 年生までの児童 1 人当たり 5 万円の給付金を給付する事業及び、子どもたちを力強く支援し、その未来を拓く観点から、0 歳から高校 3 年生までの児童 1 人当たり 10 万円の給付金を給付する事業を実施しております。

成果説明書 52 ページには、児童手当給付事業、子ども医療費給付事業及び、乳幼児用紙おむつ券交付事業の実績について取りまとめているので、御参照願います。

新規の給付金業務を実施しており、先ほど決算書時に触れましたが、

項番４ 及び、項番５ は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、生活の支援を行う観点から、住民税非課税の子育て世帯に対して、国の支給要件に基づき、１０分の１０の国庫補助金を受けて、０歳から高校３年生までの児童１人当たり５万円の給付金を３９人・１，９５０，０００円を給付し、これに係る事務費が４６２，１０８円となっており、過剰交付額１５７，８９２円は令和５年３月頃に返還する予定です。また、子どもたちを力強く支援し、その未来を拓く観点から、国の支給要件に基づき、１０分の１０の国庫補助金を受けて、０歳から高校３年生までの児童１人当たり１０万円の給付金を４０４人・４０，４００，０００円を給付し、これに係る事務費が７５２，６０８円となっており、過剰交付額５９９，９６８円は令和４年１０月頃に返還する予定であり、９月補正予算に計上し、９月７日の本議会において議決を頂いたところであります。

次に、決算書６９ページ、３款、２項、２目 母子福祉費の決算額は、２，１１９，９９４円で、児童福祉係のひとり親家庭医療費給付金等を支出しています。

成果説明書５３ページには、ひとり親家庭医療費給付事業について記載しています。

次に、決算書７１ページ、３款、２項、３目 保育所費の決算額は、２６０，８２８，０７７円で、保育園の職員及び会計年度任用職員２９名分の人件費と、保育園の管理運営経費等を支出しています。

保育園の入園者は、前年度対比５名増の９０名であり、その反面、職員は、前年度対比２名減の２９名となっており、職種別で、施設長１名・保育士２３名・栄養士及び調理員５名であります。

町外の保育園に預け入れる広域入所児童委託料に加え、虹の森まつの保育園は、平成１５年２月２８日に建築後１８年が経過し老朽化していることから、各箇所において改修が必要になっておりました。そこで、エアコン及び照明のＬＥＤ化を図り節電に努めるとともに、新型コロナウイルス感染症の感染対策を講じた大規模な改修を行うため、大規模改

修用の監理業務を委託し、工事が完成したことから１２８，８８２，０００円支払い、また、旧吉野生保育園の解体工事及び設計監理業務の委託費１１，７０４，０００円を支払ったところであります。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染予防の観点から、保護者との接触が困難な状況になったことから、保育所支援システム・コドモンを５８７，４００円で導入し、効率的な保育園の管理運営及び、保育士の業務の省力化と保育の質の向上の支援並びに、感染予防対策の推進に努めました。

そのほか、経年劣化による食器洗浄機、プリンターの更改を行うなど、保育園の環境整備に努めたところであります。

続いて、成果説明書５３ページ、保育所の入園児童数は４月１日現在、８９名で、前年度対比５名の増であります。広域入所１名を含めた保育所措置事業費は２６０，８２８，０７７円で、国・県負担金、保護者負担金等の特定財源を除いた町の所要一般財源は１１３，１９２，５３７円となっています。

中段に修繕・工事・備品購入等の項目を設けております。主なものは先ほど説明を行った通りです。御参照願います。

以上で町民課所管分の説明を終わります。

続いて、吉野生支所所管分について説明いたします。

決算書４９ページ及び、成果説明書２８ページ、２款、１項、８目支所費の決算額は６９９，８５９円で、支所の事務及び、施設管理経費等を支出しています。

また、トイレの修繕として、１箇所のトイレを、男性用トイレと女性用トイレに分離するため、間仕切りを設置する工事を実施しています。

次に、決算書１１３ページ、１０款、４項、４目 吉野生交流促進センター費の決算額は、２，０８４，６６４円で、施設管理経費を支出しています。

成果説明書の１０３ページ、吉野生交流促進センターの利用状況を記載しています。

	交流促進センターでは、レクバレー、バトミントン等のグループによるスポーツ活動に利用されています。しかし、新型コロナウイルス感染症の予防対策のため、使用団体等が本年度も休会措置を取ったため、施設の利用者は回復しておりません。 以上で、町民課該当分、及び吉野生支所関係分の説明を終わります。よろしく御審議を賜り、認定頂くようお願い申し上げます。
山 下 委 員 長	担当課長の説明が終わりました。 委員からの質問を許します。
近 藤 委 員	前も話したかと思うんですけど、病児保育についてなんですけど、私は子育てする上においてすごく病児保育っていうので難儀をしまして、夫婦で夜見て昼見てという形で、交互に見て来たんですけど、そういう形で、広域で多分、病児保育をしていくっていうことだったんですけど、鬼北町のほうに保育園ができる、統合保育所ができるということで、病児保育もするっていうことになっているかと思うんですけど、話し合いで、そのの場所を使わせてもらえるかどうかということを質問したいと思います。 よろしくお願いします。
久 保 田 課 長	近藤委員の、病児保育について、答弁をさせていただきます。 病児保育につきましては人員基準により、医師、看護師、保育士等の配置が必要であります。 当町単独での実施は不可能であります。 現在のところ、町内の保護者は、病気・病後の子どもで保護者が、家庭で保育が出来ない場合、宇和島市のこおり小児科へ、保護者自身において、直接申込みをしていただくようになります。 これだけでは、近藤委員が言われるように不十分であるため、令和3年度から、旭川荘南愛媛病院内において公設で、病児保育が出来ないか検討を行っているところであります。 具体的な活動内容としましては、令和4年1月になります。鬼北町と合同で、南愛媛病院へ出向き、病児保育について要望要請を行っており、

近 藤 委 員	この事業については、旭川荘本部で検討をさせていただいているところがあります。 本部では、新型コロナウイルス感染症の影響がある中、病院運営を含めたうえで、総合的な判断を行われているようであります。 今年の秋頃に一定の方向性が示されるということでもありますので、その時点でまた協議をお願い出来たらと思います。 あと、近藤委員の言われた鬼北町で病児保育を実施するということについては、正式にまだ話がない状況ですので、万が一鬼北町からそのような話があった場合については、鬼北町とともに協議を行っていきたいと思います。 御支援のほどよろしくお願いします。 また、私も子育てするに当たって急に電話が来るんですよ。熱が出たとか、そういう場合に慌てて、近くにあったから私自身はよかったんですけど、そういうあたりですごい親が苦勞するかと思いますから、その辺りのことをよく考えてよろしくお願いします。
山 下 委 員 長	以上です。 他にありませんか。 質問が無いようであれば、採決に移ります。 ただいま審査しております、認定第1号について、原案のとおり御承認いただけますか。
山 下 委 員 長	(異議なしの声) 賛成全員です。 したがって、当委員会は、認定第1号「令和3年度松野町一般会計歳入歳出決算の認定について」、歳入該当分、歳出2款総務費、3款民生費、10款教育費、町民課・吉野生支所所管分については原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。 続いて、認定第2号「令和3年度松野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」の審査を行います。 担当課長に説明を求めます。

久保田課長	認定第2号 令和3年度 松野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、説明いたします。 国民健康保険特別会計の決算書2ページ、歳入総額は、559,615,499円で、6ページ、歳出総額は、536,055,959円、歳入歳出差引残額は、23,559,540円であります。 成果説明書112ページ、1には一般被保険者、113ページ、上段2には、退職被保険者の人数、医療給付の状況を記載しています。 下段4には、国民健康保険特別会計における財源状況を記載しています。決算額536,055,959円で、その財源内訳として、保険税は66,749,950円で全体の約12.5パーセントとなっています。被保険者は55名減少しましたが、滞納整理に努めた結果、収入額を確保できたところであります。国・県支出金等の依存財源の合計は、389,426,365円で全体の約73パーセントとなっており、一般会計繰入金は財源調整になっています。 114ページから115ページには、特定健康診査等の事業について記載しています。 特定健康診査の受診率は、aの表に示しており、令和2年度の町全体の受診率の法定報告値は、50.3パーセントになったところであります。bには、特定健診以外の受診者数の状況を、115ページイには、特定保健指導について記載していますので参照願います。 特定保健指導については、保健福祉課において、健診後の保健指導や予防活動を徹底し、疾病の早期発見・早期治療に重点を置き、保険給付費の抑制に努めています。 116ページには、国民健康保険税の状況を記載しています。 医療保険分と後期高齢者支援分、介護納付金分を合わせた調定額72,212,857円に対し、収入額は66,749,950円で、徴収率は92.43パーセント、前年度対比で0.54ポイントの減になったところであります。今後も収納率の向上に努めて参ります。 以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜り、認定頂くようお願い
-------	---

山下委員長	い申し上げます。 担当課長の説明が終わりました。 委員からの質問を許します。 質問が無いようであれば、採決に移ります。 ただいま審査しております、認定第2号について、原案のとおり御承認いただけますか。 (異議なしの声)
山下委員長	賛成全員です。 したがって、当委員会は、認定第2号「令和3年度松野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」は原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。 続いて、認定第5号「令和3年度松野町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について」の審査を行います。 担当課長に説明を求めます。
久保田課長	認定第5号 令和3年度 松野町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、説明いたします。 決算書70ページ、住宅新築資金等貸付事業特別会計の歳出決算額は、事務費3,782円、公債費917,604円で、合計921,386円に対し、歳入決算額は、68ページ、県補助金171,000円、貸付金元利収入2,970,767円で、合計3,141,767円となり、2,220,381円の不足となります。その結果、翌年度繰上充用金は、39,761,000円となりました。 この不足額の繰上充用処理については、令和4年度 住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)を5月31日付けで専決処分をしたので、先の6月議会において承認をいただいたところであります。 その際に、収納及び滞納状況等について報告をしたところでありますが、再度、直近となる8月末の状況を簡単に報告いたします。令和4年8月末の支払未完了者は延べ30名であり、貸付者全員の納付期限が到

山 下 委 員 長	来したため滞納者も、延べ３０名となり、うち５００万円を超える高額滞納者は５名であります。 以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜り、認定頂くようお願い申し上げます。 担当課長の説明が終わりました。 委員からの質問を許します。 質問が無いようであれば、採決に移ります。 ただいま審査しております、認定第５号について、原案のとおり御承認いただけますか。 （異議なしの声）
山 下 委 員 長	賛成全員です。 したがって、当委員会は、認定第５号「令和３年度松野町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について」は原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。 続いて、認定第７号「令和３年度松野町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」の審査を行います。 担当課長に説明を求めます。
久 保 田 課 長	認定第７号 令和３年度 松野町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、説明いたします。 後期高齢者医療保険特別会計の決算書１１０ページ、歳入総額は、６７，１２９，０１０円で、１１２ページ、歳出総額６５，５１９，９７９円、差引残額１，６０９，０３１円であります。 成果説明書、１２５ページ。１ 後期高齢者医療被保険者数は、令和３年度末現在、９３７人で、昨年度対比１名の減であります。２ 保険料の調定収納の状況は、特別徴収分、普通徴収分、合わせて３７，０４０，４１０円の調定額に対し、３６，９６６，９１１円の収納額で、収納率は９９．６６パーセント、前年度対比０．２２ポイントの減であります。 次に、３ 負担金等の支出状況及び財源内訳であります、令和３年

	度 後期高齢者医療広域連合への納付金の実績額は、合計で62,639,197円、前年度対比484,920円の減であります。主な財源は、後期高齢者医療保険料36,966,911円と、事務費及び、基盤安定分の一般会計繰入金は25,857,486円であります。 また、4 に健康診査の受診状況について記載していますので、お目通しをお願いします。 以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜わり、認定頂くようお願い申し上げます。
山 下 委 員 長	担当課長の説明が終わりました。 委員からの質問を許します。 質問が無いようであれば、採決に移ります。 ただいま審査しております、認定第7号について、原案のとおり御承認いただけますか。 (異議なしの声)
山 下 委 員 長	賛成全員です。 したがって、当委員会は、認定第7号「令和3年度松野町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」は原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。 会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。 令和4年10月18日 松野町議会総務常任委員会委員長 山下 智恵